

函館市小中学校児童生徒派遣費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、学校教育の充実向上を図るため、学校教育活動の一環として行なわれる体育大会およびコンクールへの児童および生徒の派遣事業に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 この補助金を交付する派遣事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟または北海道中学校体育連盟が主催し、出場資格を得て出場する大会派遣
- (2) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟または北海道吹奏楽連盟が主催し、地区大会を経て出場する吹奏楽団体コンクール派遣

（補助対象および補助金額）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内の中学校（義務教育学校後期課程を含む。）に在籍する生徒であって各大会要項等に規定される登録者（前条第2号は市内の小学校（義務教育学校前期課程を含む。）に在籍する児童を含む。）の派遣に係る経費から飲食にかかる経費等その他の経費で市長が定めるものを除いたものとし、補助金の額は補助対象経費の2分の1とする。ただし、当該事業が市内で開催される場合、当該児童および生徒の移動に係る経費は補助対象外とする。

- 2 前項に定めるもののほか、補助の対象に関し必要な事項は、別に定める。

（派遣事業計画の認定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に第1号様式により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 競技毎およびチーム毎の参加者数が確認できる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類等

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、派遣事業計画

の認定をしたときは、その旨を第2号様式により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条第3項による認定書に基づく派遣事業の完了後15日以内または補助金の交付年度の3月末日のいずれか早い日までに、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定める補助金の交付の申請および実績報告を行わなければならない。

第6条 補助金の交付申請および交付決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。